

感推第577号
令和5年10月26日

一般社団法人岐阜県医師会長
一般社団法人岐阜県病院協会長 } 様

岐阜県健康福祉部感染症対策推進課長

岐阜県新型コロナウイルス感染症外来対応医療機関確保事業費補助金交付要綱
の一部改正について（通知）

標記交付要綱について、別添のとおり一部改正しましたので通知します。
貴会におかれては、会員等に対し広く周知していただきますようお願いいたします。
なお、本補助金に係る募集案内等については、別途通知しますのでご承知おきください。

担当課	岐阜県健康福祉部感染症対策推進課 医療・検査体制対策室 検査対策係		
担当係長	今西	担当者	小西
電話	058-272-1111 (内線 3348)		
FAX	058-278-3550		
E-mail	c11237@pref.gifu.lg.jp		



岐阜県新型コロナウイルス感染症外来対応医療機関確保事業費補助金交付要綱 新旧対照表

(新)				(旧)			
第1条から第14条まで 略				第1条から第14条まで 略			
附 則 略				附 則 略			
附 則							
1 この要綱は、令和5年度分の予算に係る補助金（令和5年10月1日以後に開始した補助対象事業に係るものに限る。）から適用する。							
2 令和5年度分の予算に係る補助金に係る第8条第3項の規定の適用については、同項中「、補助対象事業の完了の日」とあるのは、「、補助対象事業の完了の日（規則第5条の規定による交付の決定前に補助対象事業が完了している場合にあつては、当該交付の決定の日）」とする。							
別 表（第4条関係）				別 表（第4条関係）			
補助対象経費	基準額	補助率	補助金の額	補助対象経費	基準額	補助率	補助金の額
外来対応医療機関の新設に伴い必要となる初度設備に要する次に掲げる経費 （需用費（消耗品費、修繕料）、委託料、使用料及び賃借料又は備品購入費であつて、令和5年10月1日以降に生じたものに限る。）	1施設当たり 500,000円	10分の10	補助対象経費の実支出額と基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額 （当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）の範囲内の額	外来対応医療機関の新設に伴い必要となる初度設備に要する次に掲げる経費 （令和5年3月10日以降に生じた経費に係るものに限る。）	1施設当たり 500,000円	10分の10	補助対象経費の実支出額と基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額 （当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）の範囲内の額
（ア）患者案内のための看板の設置料				需用費（消耗品費、修繕料）			
（イ）ホームページ上に外来対応医療機関であることを明記するための改修費				委託料			
（ウ）換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費				使用料及び賃借料			
（エ）医療機器（パルスオキシメーター等）の購入費				備品購入費			
（オ）非接触サーモグラフィカメラ（検温・消毒機能付）の購入費							